

徳島県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第四百四号）第一百四十四条の二第五項の規定により、令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者が同条第一項のポスターを掲示場に同法第一百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定める。

令和八年一月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

令和八年一月二十七日